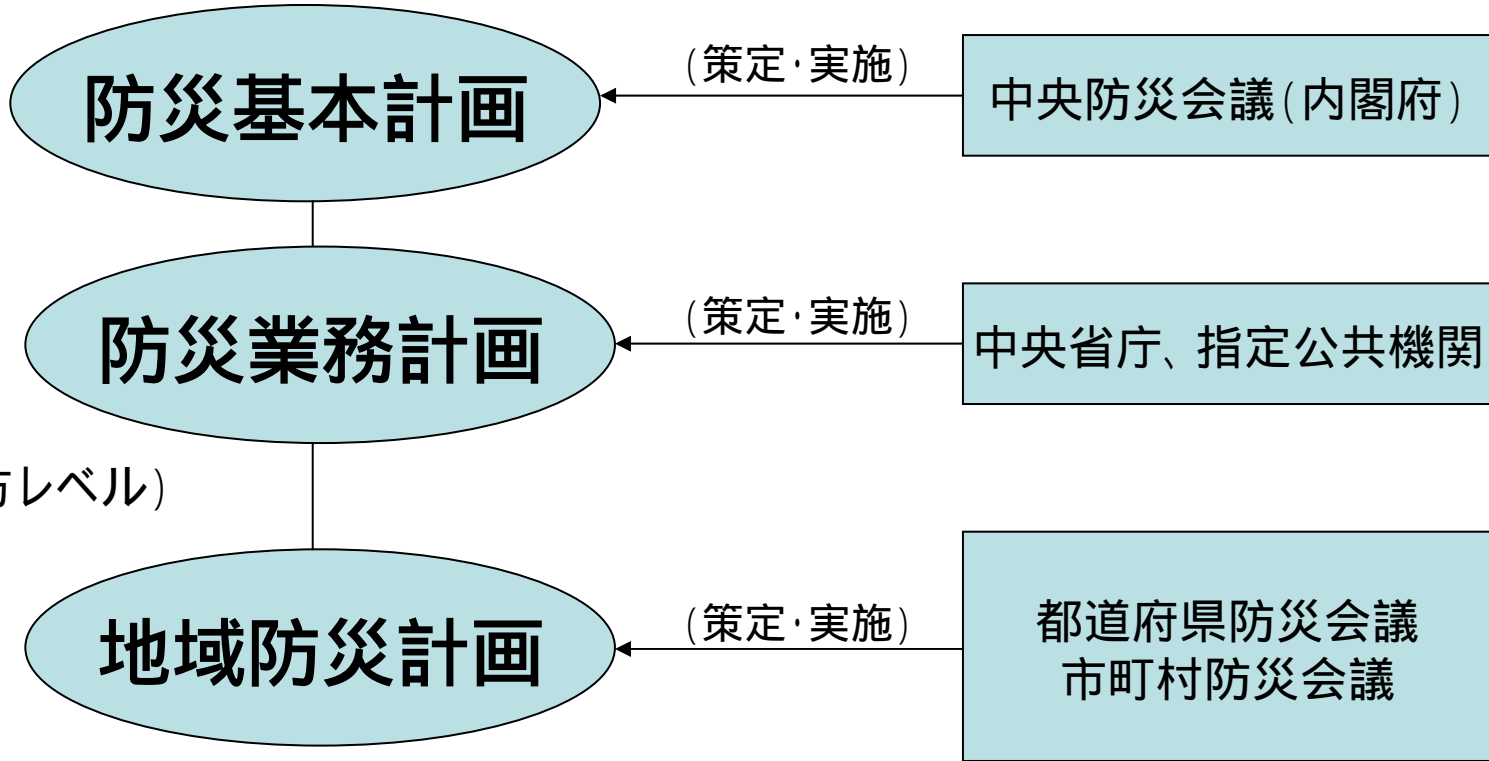


地域防災計画の位置づけ

(国レベル)



(地方レベル)

災害対策基本法第42条

市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地位希望愛計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災事業計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。